

## お買い物プロテクションご利用規程

### 1. 補償内容

ゴールドポイントカード・プラス会員(以下、会員という。)が、ゴールドポイントカード・プラス(以下、カードという。)を利用して、ヨドバシカメラおよび株式会社ゴールドポイントマーケティングが認めた店舗にて購入した商品が、破損、盗難、火災などの偶然かつ外来的な事故により損害を被った場合に補償いたします。補償期間は以下のとおりです。

保険の対象	補償期間
カメラ、テレビ、パソコン、タブレット (当該商品と併せて使用する目的で同時購入された アクセサリ、周辺機器を含みます)	カードご利用日※より180日間
1個20万円以上(税込)の商品 (自転車、ゴルフクラブは除きます)	カードご利用日※より180日間
上記以外	カードご利用日※より90日間

※ ご利用代金明細書に記載された日付(ご利用年月日)となります。ただし、ヨドバシカメラで購入した商品は、当社の定める基準日となります。

(注)この内容は概要を説明したもので、実際に保険金お支払いの可否は動産総合保険普通保険約款および特約に基づきます。

### 2. 対象となる会員

ゴールドポイントカード・プラス会員。

会員はカード入会と同時に「お買い物プロテクション」のサービスが受けられます(事前にご通知いただく必要はありません)。

(注) 会員は、株式会社ゴールドポイントマーケティングクレジットカード会員規約第25条により会社から会員資格の取消しを受けたとき、または第26条による退会手続きをとられたときは、「お買い物プロテクション」サービスを利用することはできません。

### 3. 規程の変更、承認

会社は、本規程を変更することができるものとし、その内容を変更したときからその効力が生じます。ただし、その変更前に会員が補償対象となる事故で損害を被ったときに適用された本規程は、その後も当該補償の手続きについては効力を維持するものとします。

### 4. 期間中の補償限度額

保険の対象	支払限度額 (1事故につき)	自己負担額(免責) (1事故につき)
自転車	15万円	3,000円
ノート型パソコン・ワープロ・タブレット端末等の 携帯型電子事務機器および付属品	15万円	
上記以外	100万円	

請求期間	損害が発生してから45日以内
対象となる利用	国内利用・海外利用

### 5. お支払いする保険金の額

カードご利用額が判るカードご利用控あるいは購入店の領収書に記載された商品の購入金額(ただし、修理が可能な場合は修理金額が

購入金額のどちらか低い金額)から自己負担額を控除した金額を補償いたします。ただし、会員1名につき、上記補償限度額を限度とします。なお、以上の補償額の算出については、購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カードのご利用額を購入金額とみなし、また、そのカード支払が複数の商品の合計購入代金に充てられた場合は、各商品の各代金に応じてカードご利用額を按分して割付けた額(円未満切捨)を、各商品の購入金額とみなします。なお、カードに記録されている提携先のヨドバシカメラの「ヨドバシカメラゴールドポイント」を、購入した商品代金の一部または全部に充当した場合に限り、その充当額をカードご利用額とみなします。

## 6. 補償の対象となる商品

ゴールドポイントカード・プラスを利用してヨドバシカメラおよび株式会社ゴールドポイントマーケティングが認めた店舗にて購入した商品が対象となります。なお、自転車については事前に防犯登録がされていること、かつ盗難の場合はキーロックがなされているものに限り補償の対象とします。そのほか以下に例示するものは、補償の対象外です。

上記に加え、本サービスにて補償対象となる場合において、修理などのため回収配達代金が発生する場合はその実費を補償します。

### 【補償対象外の商品の例】

- ① 携帯電話・スマートフォン・ポケットベル等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- ② テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの
- ③ 船舶(ヨットおよびモーターボートを含みます。)、航空機、自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。)、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ④ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物(商品券およびプリペイドカードを含みます。)
- ⑤ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- ⑥ ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジオコントロール模型およびこれらに類するものおよびこれらの付属品
- ⑦ 義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器その他これらに類するもの
- ⑧ 動物および植物等の生物
- ⑨ 書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類するもの
- ⑩ 不動産および不動産に準ずるもの
- ⑪ 会員が従事する職業上の商品となるもの
- ⑫ 食料品
- ⑬ 本補償にて再購入した商品
- ⑭ 会員が会員以外に譲渡したもの

## 7. 補償の対象とならない主な損害

- ・会員または保険金を受け取る者の故意によって生じた損害
- ・補償の対象となる物品の自然の消耗、性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由、またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ・補償の対象となる物品の欠陥によって生じた損害
- ・戦争、暴動、その他の事変によって生じた損害、国または公権力の行使によって生じた損害
- ・核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害
- ・紛失または置き忘れによって生じた損害
- ・降雨等による水濡れ、水災、地震または噴火によって生じた損害もしくはこれらに伴って生じた損害
- ・詐欺または横領によって生じた損害
- ・故障による損害
- ・物品の誤った使用によって生じた損害

- ・物品の配送中に生じた損害
- ・保険の対象商品のうち商品の組立て中に生じた損害
- ・保険の対象商品のうち管球類単独に生じた損害
- ・単なる外形上の損傷で保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ・温度・湿度変化または空気の乾燥によって生じた損害
- ・ゴルフ用品(ゴルフクラブを除きます)・テニス用具等の運動用具および釣具に関する使用中の破損・汚損
- ・楽器の弦の切断・打楽器の打皮のみの損害
- ・地中または空中に浮遊している間に生じた損害

#### 8. 損害発生の際のお手続きについて

- ・補償の対象となる損害が発生した時は、直ちに下記事故受付センターにお電話にてご連絡ください。
- ・後日保険会社より保険金請求書類を送付いたしますので下記の必要書類を添付のうえご返送ください。

##### 【保険金請求に必要な書類】

	破損事故	盗難事故	火災事故	その他の事故	備考
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	必要事項を記入のうえ署名・捺印 ください
罹災証明 盗難届出証明書	—	◎	◎	—	所轄の消防署・警察署でお取り付 けください
修理見積書 領収書	◎	—	◎	○	修理先・購入先でお取り付けくだ さい
売上票 (お客様控)	◎	◎	◎	◎	ヨドバシカメラゴールドポイントを 充当した商品購入の場合は、売 上票に代わりレシートや領収書が 必要となります
損害を 受けた現物	○	—	○	○	———
損害状況写真	○	—	○	○	———
その他 関係書類	○	○	○	○	必要な場合は保険会社よりご連 絡させていただきます

(注) (1)◎印は必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。

(2)全損の場合は、原則として購入商品を回収させていただくことがあります。

(3)上記各書類はコピーではなく本紙をいただきます。

(4)盗難事故の際に警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

(5)上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いが出来ない場合がございます。

損害が発生してから45日以内にご連絡ください。

#### 9. 代位求償

損害が第三者の行為によって生じた場合、本サービスの引受保険会社が保険による補償金を支払った時は、同保険会社は損害を受けた商品および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度として取得します。

## 10. 損害防止義務

会員は、事故が生じたときの損害発生の防止および軽減に努めなければなりません。

## 11. 準拠法

この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が補償の請求を行う場合も日本国の法令を適用します。

本内容は保険の概要を説明したものであり、保険サービスの保険金のお支払いの可否は、普通保険約款および特約に基づき、引受保険会社が判断しますのでご了承願います。本サービス提供のため、保険金請求に関するカード情報などを引受保険会社および支払いに関する関係先に提供することがあります。

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

## 附則

本規程は、2020年12月1日から適用します。

## <事故のご連絡先>

お買い物プロテクションデスク(事故受付センター)

フリーダイヤル：0120-776-623

受付時間：9:30～18:00(年中無休)

規-008定⑩<20201201>